

令和 4 年

大和市議会第 3 回定例会議案書

目 次

	ページ
報告第 6 号 令和 3 年度大和市継続費精算報告について ……………	1
報告第 7 号 令和 3 年度大和市健全化判断比率について ……………	7
報告第 8 号 令和 3 年度大和市資金不足比率について ……………	9
認定第 1 号 令和 3 年度大和市一般会計歳入歳出決算について ……………	11
認定第 2 号 令和 3 年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につ いて ……………	12
認定第 3 号 令和 3 年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について …	13
認定第 4 号 令和 3 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算に ついて ……………	14
認定第 5 号 令和 3 年度大和市病院事業会計決算について ……………	15
認定第 6 号 令和 3 年度大和市下水道事業会計決算及び利益の処分について …	16
及び 議案第 29 号	
議案第 30 号 大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負 担に関する条例の一部を改正する条例について ……………	17
議案第 31 号 大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に ついて ……………	19
議案第 32 号 大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関す る条例の一部を改正する条例について ……………	23
議案第 33 号 大和市手数料条例の一部を改正する条例について ……………	25
議案第 34 号 大和市こもりびと支援条例について ……………	27
議案第 35 号 令和 4 年度大和市一般会計補正予算（第 4 号） （以下、議案第 37 号まで別冊のとおり。）	
議案第 36 号 令和 4 年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 37 号 令和 4 年度大和市病院事業会計補正予算（第 1 号）	

報告第6号

令和3年度大和市継続費精算報告について

令和3年度大和市継続費精算報告について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別記のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

令和3年度大和市継続費精算報告書（1 / 2）

（単位：円）

会計	款	項	事業名	年度	全体計画				
					年割額	左の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	コミュニティセンター施設整備事業	2	13,900,000	5,492,000	7,800,000	0	608,000
				3	20,850,000	20,569,000	0	0	281,000
				計	34,750,000	26,061,000	7,800,000	0	889,000
	3 民生費	1 社会福祉費	松風園防音設備整備事業	2	35,601,000	17,888,000	16,900,000	0	813,000
				3	158,981,000	80,965,000	64,000,000	0	14,016,000
				計	194,582,000	98,853,000	80,900,000	0	14,829,000
	4 衛生費	1 保健衛生費	公共施設省エネ推進施設整備事業	2	3,868,000	0	3,600,000	0	268,000
				3	15,471,000	4,155,000	10,500,000	0	816,000
				計	19,339,000	4,155,000	14,100,000	0	1,084,000
		2 清掃費	環境管理センター建物設備等維持管理事務	2	187,539,000	0	175,800,000	0	11,739,000
				3	186,771,000	0	175,000,000	0	11,771,000
				計	374,310,000	0	350,800,000	0	23,510,000
	8 土木費	4 都市計画費	やまと公園改修整備事業	2	40,101,000	10,451,000	25,000,000	0	4,650,000
				3	60,153,000	7,798,000	45,100,000	0	7,255,000
				計	100,254,000	18,249,000	70,100,000	0	11,905,000

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額との差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
12,984,400	7,969,000	3,700,000	0	1,315,400	915,600	△2,477,000	4,100,000	0	△707,400
20,328,297	18,958,000	0	0	1,370,297	521,703	1,611,000	0	0	△1,089,297
33,312,697	26,927,000	3,700,000	0	2,685,697	1,437,303	△866,000	4,100,000	0	△1,796,697
35,601,000	22,699,000	9,000,000	0	3,902,000	0	△4,811,000	7,900,000	0	△3,089,000
125,931,800	76,818,700	38,800,000	0	10,313,100	33,049,200	4,146,300	25,200,000	0	3,702,900
161,532,800	99,517,700	47,800,000	0	14,215,100	33,049,200	△664,700	33,100,000	0	613,900
3,069,000	0	2,300,000	0	769,000	799,000	0	1,300,000	0	△501,000
12,276,000	4,155,000	7,300,000	0	821,000	3,195,000	0	3,200,000	0	△5,000
15,345,000	4,155,000	9,600,000	0	1,590,000	3,994,000	0	4,500,000	0	△506,000
164,020,639	0	153,700,000	0	10,320,639	23,518,361	0	22,100,000	0	1,418,361
206,073,261	0	189,100,000	0	16,973,261	△19,302,261	0	△14,100,000	0	△5,202,261
370,093,900	0	342,800,000	0	27,293,900	4,216,100	0	8,000,000	0	△3,783,900
34,909,600	10,207,000	19,800,000	0	4,902,600	5,191,400	244,000	5,200,000	0	△252,600
65,331,200	6,098,000	45,100,000	0	14,133,200	△5,178,200	1,700,000	0	0	△6,878,200
100,240,800	16,305,000	64,900,000	0	19,035,800	13,200	1,944,000	5,200,000	0	△7,130,800

令和3年度大和市継続費精算報告書（2 / 2）

（単位：円）

会計	款	項	事業名	年度	全体計画					
					年割額	左の財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
一般会計	10 教育費	2 小学校費	文ヶ岡小学校防音設備整備事業	2	36,572,000	32,142,000	4,300,000	0	130,000	
				3	173,194,000	135,768,000	35,800,000	0	1,626,000	
				計	209,766,000	167,910,000	40,100,000	0	1,756,000	
				中央林間小学校増築事業	2	145,700,000	50,460,000	91,200,000	0	4,040,000
					3	533,878,000	162,491,000	349,800,000	4,888,000	16,699,000
					計	679,578,000	212,951,000	441,000,000	4,888,000	20,739,000
		3 中学校費	鶴間中学校防音設備整備事業	2	178,426,000	92,019,000	81,300,000	0	5,107,000	
				3	1,092,162,000	351,607,000	695,700,000	0	44,855,000	
				計	1,270,588,000	443,626,000	777,000,000	0	49,962,000	
		4 社会教育費	郷土民家園施設整備事業	2	9,447,000	0	8,800,000	0	647,000	
				3	14,169,000	0	13,200,000	0	969,000	
				計	23,616,000	0	22,000,000	0	1,616,000	
	5 保健体育費	南部学校給食共同調理場改修事業	2	35,000,000	0	32,800,000	0	2,200,000		
			3	56,764,000	0	53,100,000	0	3,664,000		
			計	91,764,000	0	85,900,000	0	5,864,000		

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額との差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
36,572,000	31,636,000	4,200,000	0	736,000	0	506,000	100,000	0	△606,000
172,708,500	135,154,396	35,500,000	0	2,054,104	485,500	613,604	300,000	0	△428,104
209,280,500	166,790,396	39,700,000	0	2,790,104	485,500	1,119,604	400,000	0	△1,034,104
145,700,000	48,147,000	81,100,000	0	16,453,000	0	2,313,000	10,100,000	0	△12,413,000
533,834,900	174,265,630	320,700,000	3,957,000	34,912,270	43,100	△11,774,630	29,100,000	931,000	△18,213,270
679,534,900	222,412,630	401,800,000	3,957,000	51,365,270	43,100	△9,461,630	39,200,000	931,000	△30,626,270
178,426,000	95,141,000	80,600,000	0	2,685,000	0	△3,122,000	700,000	0	2,422,000
1,027,201,500	356,929,705	600,000,000	0	70,271,795	64,960,500	△5,322,705	95,700,000	0	△25,416,795
1,205,627,500	452,070,705	680,600,000	0	72,956,795	64,960,500	△8,444,705	96,400,000	0	△22,994,795
8,140,000	0	7,600,000	0	540,000	1,307,000	0	1,200,000	0	107,000
13,073,500	0	12,200,000	0	873,500	1,095,500	0	1,000,000	0	95,500
21,213,500	0	19,800,000	0	1,413,500	2,402,500	0	2,200,000	0	202,500
29,480,000	0	27,600,000	0	1,880,000	5,520,000	0	5,200,000	0	320,000
54,687,600	0	51,200,000	0	3,487,600	2,076,400	0	1,900,000	0	176,400
84,167,600	0	78,800,000	0	5,367,600	7,596,400	0	7,100,000	0	496,400

報告第7号

令和3年度大和市健全化判断比率について

令和3年度大和市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別記のとおり報告する（審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

令和3年度大和市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.33)	— (16.33)	2.8 (25.0)	34.5 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載している。
- 2 括弧内の数値は、大和市の早期健全化基準である。

報告第8号

令和3年度大和市資金不足比率について

令和3年度大和市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別記のとおり報告する（審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

令和3年度大和市資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	— (20)
下水道事業会計	— (20)

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」と記載している。
- 2 括弧内の数値は、大和市の経営健全化基準である。

認定第1号

令和3年度大和市一般会計歳入歳出決算について

令和3年度大和市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

認定第2号

令和3年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

令和3年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

認定第3号

令和3年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

令和3年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

認定第4号

令和3年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

令和3年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

認定第5号

令和3年度大和市病院事業会計決算について

令和3年度大和市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

認定第6号及び議案第29号

令和3年度大和市下水道事業会計決算及び利益の処分について

令和3年度大和市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求め（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）、及び利益の処分について、同法第32条第2項の規定により議決を求める（剰余金処分計算書は、別冊のとおり。）。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

議案第30号

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が施行されたことに伴い、選挙運動の公費負担額を改定したい必要による。

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第31号

大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の育児休業の改正に準じた本市職員の育児休業についての改正を行いたい必要による。

大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大和市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「」（「」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改め、同号ウを削る。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の

期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)) において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)) とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の大和市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 32 号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例について

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年大和市
条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（報酬等からの控除）

第12条 給与条例第5条の規定は、毎月報酬等を会計年度任用職員に支給する際につ
いて準用する。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 33 号

大和市手数料条例の一部を改正する条例について

大和市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）が公布されたことに伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料等の設定を行いたい必要による。

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号中「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、同号(1)金額の欄に次のように加える。

オ 一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合 ウに定める額

カ 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 エ(ア)から(ク)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれエ(ア)から(ク)までに定める額

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号(2)金額の欄に次のように加える。

オ 一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合 ウに定める額

カ 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 エ(ア)から(ク)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれエ(ア)から(ク)までに定める額

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第3号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第34号

大和市こもりびと支援条例について

大和市こもりびと支援条例を次のように定める。

令和4年8月30日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、こもりびと及びその家族等が、望まない孤独や孤立を伴うことなく安心して生活し、希望する時に必要な支援につながることでできる地域社会の実現に寄与するため、こもりびとの支援に関する施策の総合的な推進を図りたい必要による。

大和市こもりびと支援条例

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、家庭等に長期間とどまり続け、他者や社会と接触しないで生活する「状態」のことを表す概念です。

かつては、ひきこもりの状態にある人は、不登校の延長線上にあるものとして、若年層に多いものと捉えられていましたが、近年では、中高年を含む幅広い年代にみられるようになりました。

ひきこもりの状態になる要因は、一人一人異なり、その人を取り巻く状況も、支援の在り方についても人それぞれです。そのような中で共通するのは、ひきこもりの状態にある人やその家族等にとって、周囲の理解がとても大切だということです。

ふとしたときに、他者や社会との関わりに疲れてしまうことは、誰にとっても決して珍しいことではありません。その時々状況により、すぐに回復する場合も、なんとか持ち直す場合もあれば、生きるための選択肢として社会との関わりを回避せざるを得ない場合も存在します。このようなことは、年齢や性別、性格や病気の有無等にかかわらず、きっかけ次第で誰にでも起こり得るものです。

ひきこもることを選択した場合であっても、本人やその家族等の望まない孤独や孤立を伴うことがあってはなりません。また、本人が望まない段階で社会との接触を強いると、更に生きづらさを感じさせてしまうことがあります。時が来て、自らの意思で社会と関わる一步を踏み出そうとしたときに、支援につながり、ためらうことなくその歩みを進められるよう、この「やむを得ずひきこもるという選択」について、誤解や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

そこで本市は、ひきこもりの状態にある人を「こもりびと」と称し、市民の理解を得るとともに、一人一人の状況や本人とその家族等の気持ちに寄り添って、関係機関と協力しながら将来にわたり必要な支援を行っていくため、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、こもりびとの支援に関する基本理念及び基本的施策を定めることにより、こもりびとの支援に関する施策の総合的な推進を図るとともに、市民の理解を促し、もってこもりびと及びその家族等が、望まない孤独や孤立を伴うことなく安心して生活し、希望する時に必要な支援につながることでできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こもりびと 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊等をいう。以下同じ。）を回避し、市内においておおむね6月以上にわたり家庭等にとどまり続けている状態の者をいう。
- (2) 家族等 家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
- (4) 関係機関 市内においてこもりびと及びその家族等の支援に携わる医療、福祉、保健、教育、法令、生活、地域づくり、雇用等に関連する機関をいう。

（基本理念）

第3条 こもりびとの支援に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) こもりびとに関する市民の理解が深められ、こもりびと及びその家族等が生活する上でその尊厳が保持されること。
- (2) こもりびと一人一人の生き方及び価値観が尊重され、自らの意思で社会とつながるために多様な選択肢が示されること。
- (3) こもりびと及びその家族等が必要とする支援が適時に行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、こもりびとの支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、こもりびとにとって、ひきこもることがやむを得ない選択である場合があり、きっかけ次第で誰にでも起こり得ることについて認識するとともに、市が実施するこもりびとの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第6条 関係機関は、第3条の基本理念にのっとり、こもりびと及びその家族等に対する適切な支援を行うとともに、市が実施するこもりびとの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（こもりびとの支援に関する基本的施策）

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) こもりびと及びその家族等への相談支援
 - (2) こもりびとに関する情報の収集及び提供
 - (3) こもりびとへの理解を深めるための取組
 - (4) 社会的参加に向けたこもりびとにとって必要な支援及び環境整備
 - (5) その他市長が必要と認める施策
- (財政上の措置)

第8条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。